

**コロナ鎮静後の行財政改革と財政情報**

前回の本 PPP ニュースで行財政の見直しについて、現在実施している民間化事業についても「必要性」や「手法の適正性」をまず再度検証することからスタートしなければならないことを指摘した。なぜならば、指定管理者制度をはじめとした地方自治体の民間化導入においては、必ずしも事業の必要性の視点から十分な検証が行われず、事業を継続させることを前提として、コスト削減や人手不足の軽減の視点から民間化手法が選択される傾向が否定できないからである。指定管理者制度に移行するか否かの判断基準として、地方自治体が踏まえるべき重要事項は、①指定管理者に委ねることで公の施設の機能が公共の福祉の増進に結びつくこと、②管理運営にあたって、民間の視点からの創意工夫・ノウハウの発揮が可能な点にある、前者はさらに「公の施設の目的の公共性が確保できるか」と「公共の福祉の増進が図れるか」が基準となり、後者では「民間企業等の独立性と自由度の尊重を図りつつ公の施設の機能向上が実現するか」と「明確なリスク分担が実現するか」が基準となる。こうした視点を踏まえて、公の施設の管理運営を行政直営で展開するか、管理委託や業務委託方式などによるか、さらには事業そのものの見直し・廃止の選択を行うことが、新型コロナ鎮静後の地方行財政の政策選択では不可欠である。

こうした民間化の検証をめぐるエビデンスの中で、重要な要素となるのは財政情報である。予算をどこに配分しどれだけ支出するか配分判断だけでなく、民間化で行う必要性についての価値判断を掘り下げる意味でも必要不可欠である。その視野の原点は、未来とリスクをみることである。そのためには、事業ごとに財政情報の質的進化を進める必要がある。財政情報を支える公会計の大きな目的は、財政民主主義の充実を通じた財政統制の進化と自治体経営の質的健全性の向上にある。前者の財政民主主義の充実を通じた財政統制では、財政法の諸原則に基づき議会の審議・議決で予算が成立し、議会の議決通りに執行しているか否か決算を通じて確認することが中核的課題となる。すなわち、予算・財政の民主的コントロールによる妥当性の担保である。さらに財政統制を進化させるには、予算・決算プロセスの妥当性に加えて、財政情報の質に関する適正性の評価が必要となる。適正性を担保する評価軸は、①責任の明確化、②有用性の重視、③保守主義の重視、④帰属の明確化である。①責任の明確化は、当然に予算の管理・執行等に関する官民間の責任の所在を明確にすること、②有用性の重視とは、住民が官民関係について認識し理解するために必要な内容になっていること、④帰属の明確化とは、財政支出に伴って生じた資産・負債等ストックの帰属が官民のどこにあるかを明確にすることである。帰属の明確化は、指定管理者制度に密接に関連する公物管理への統制の適正性が関連する。

そして、これまで以上に今後に向けて重視することが求められるのが、③保守主義である。保守主義とは、将来も含め民間化の選択が住民に不利益を与える情報を予め確実に住民に伝えることを意味する。この点は、財政法の単年度主義とやや異なる側面をもつ。単年度主義は、予算の歳入・歳出は会計年度で決められた期間ごとに区切って議決を受けることで、財政の透明性を確保することを意図している。しかし、保守主義の原則では、将来の歳出や何らかの住民負担が不可欠あるいは不確実性はあるものの発生する危険性がある場合は、それに関する財政情報すなわち将来のリスクとして認識・共有し、予算の是非を判断することが求められる。このため、議決対象となる予算自体は単年度主義が基本となるものの、予算審議の前提となる情報として将来に与える影響等を明確にすることが保守主義の基本となる。したがって、議会で単年度の予算を審議・議決する場合に議決対象となる予算書だけでなく、その予算書の注記や参考資料で将来に与える影響等を明確にし、それを認識・理解した上で審議・議決することが求められる。コロナ感染鎮静後の行財政の環境は、民間化を含め大きく変化する。その前提で、意思決定のための情報の進化に取り組む必要がある。